

## 東京大学物性研究所技術専門職員の公募について

下記により技術専門職員を公募します。

### 1. 研究部門名等および公募人員数

附属国際超強磁場科学研究施設 技術専門職員 1名

### 2. 勤務地・職務内容

(勤務地) 〒277-8581 千葉県柏市柏の葉5丁目1番5号  
東京大学物性研究所 附属国際超強磁場科学研究施設  
変更の範囲：原則として同一部局内

(職務内容)

物性研究所附属国際超強磁場科学研究施設において、非破壊型パルス・マグネットの開発および作製を行う。また附属国際超強磁場科学研究施設の研究活動に対する様々な支援業務も行う。

変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある

### 3. 契約期間

期間の定めなし

### 4. 勤務条件

① 勤務日および勤務時間：月曜日～金曜日 1日7時間45分（8：30～17:15 ※12:00～13:00 休憩）

※ 業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は次項「2）休日」に定める日に勤務を命ずることがあります。また、労基法第36条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第32条に定める法定労働時間を超えた時間又は同法第35条に定める法定休日に勤務を命ずることがあります。

② 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

③ 休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇等の制度があります。

④ 育児休業・介護休業制度があります。

⑤ 給与：東京大学教職員給与規則による（学歴・職歴により算定）

（参考）四年生大卒初任給/月給 262,900円（教育研究連携手当含む）

※本人の職歴等に応じてこれより高く決定される場合もあります。

※2025年4月1日現在の給与規則に基づき、予定額を掲載しています。

⑥ 諸手当：支給要件を満たす職員に対し、次の手当等が支給されます。

1) 扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当

2) 期末手当及び勤勉手当（6月期、12月期の賞与に相当する手当）

※ その他就業規則の定めるところによります。

⑦ 試用期間：採用された日から6か月間。

⑧ 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入。

## 5. 応募資格

強磁場を発生可能な電磁石を作製した経験があり、最先端のパルス・マグネットの開発に意欲的に取り組む意思があること。また、マグネットを使用する研究者と意思疎通を図るため物性物理学に関する基礎的知識を習得している人材が望ましい。

## 6. 公募締切

令和7年6月30日（月）必着

## 7. 着任時期

令和7年10月1日以降のなるべく早い時期

## 8. 提出書類

○ 履歴書（東京大学統一履歴、<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>より入手）

○ 職務経歴および内容（職務経験のある場合、A4用紙1-2枚程度）

○ 自己アピール（A4用紙1-2枚程度）

## 9. 書類提出先

以下の応募フォーム URL に、必要事項を入力の上、フォーム記載のアップロード URL に応募書類一式を PDF ファイルとしてアップロードすること

応募フォーム URL：<https://forms.office.com/r/YBjh7MfSbf>

※提出後2～3日以内に受信確認メールが届かない場合は物性研究所総務係にお問い合わせ下さい。書類選考の後、試験日等を連絡いたします

東京大学物性研究所 総務係

e-mail [issp-jinji@issp.u-tokyo.ac.jp](mailto:issp-jinji@issp.u-tokyo.ac.jp)

## 10. 問い合わせ先

東京大学物性研究所 附属国際超強磁場科学研究施設 施設長 徳永 将史

電話 080-4927-4033

e-mail [tokunaga@issp.u-tokyo.ac.jp](mailto:tokunaga@issp.u-tokyo.ac.jp)

## 11. 選考方法

書類選考および面接選考を行い審査決定する。ただし、適任者のない場合には決定を保留する場合がある。

## 12. 募集者名称

国立大学法人東京大学

13. 受動喫煙防止措置の状況 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

13. その他

・東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。なお、お送りいただいた応募書類等は返却いたしませんので、ご了解の上お申込み下さい。また、履歴書は本応募の用途に限り使用し、個人情報には正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。

・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません

・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。

令和7年 5月28日

東京大学物性研究所長

廣 井 善 二